

兵高教組 2021年11月29日
確定速報No.4
調査情報22号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2021年賃金確定交渉の結果

期末手当を12月期から0.15月分引下げ
会計年度任用職員は12月期の引下げは見送り！
病休休暇等30日以内なら勤勉手当削減なし

2021年の対県賃金確定交渉は、第1回の交渉を11月9日に行い、第2回の交渉と最終交渉を11月25日に終えました。拡大闘争委員会は、期末手当の引下げについては不満が残るものの会計年度任用職員の12月期の期末手当引下げの見送り、病気休暇等30日以内であれば勤勉手当を削減しないこと等を評価して妥結に至りました。

県教委の最終回答

- 月例給の改定は行わない
- 期末手当
 [正規職員]
 0.15月分の引下げ (2021年12月期から)
- [再任用職員]
 0.1月分の引下げ (2021年12月期から)
- [会計年度任用職員]
 2021年12月期は従前と同様
 2022年度から引下げる

	現行			改正					
	期末手当 (現行との差)	勤勉手当 (改定なし)	年間計	令和3年度			令和4年度		
				期末手当 (現行との差)	勤勉手当 (現行との差)	年間計	期末手当 (改定なし)	勤勉手当 (現行との差)	年間計
6月期	1.275	0.95	2.225	1.275 (±0)	0.95	2.225 (±0)	1.20 (△0.075)	0.95	2.15 (△0.075)
12月期	1.275	0.95	2.225	1.125 (△0.15)	0.95	2.075 (△0.15)	1.20 (△0.075)	0.95	2.15 (△0.075)
年間計	2.55	1.90	4.45	2.40 (△0.15)	1.90	4.30 (△0.15)	2.40 (△0.15)	1.90	4.30 (△0.15)

※ 会計年度任用職員の期末手当については令和4年度から引下げ(※3.12月期は従前と同様)

[再任用職員] (単位:月)

	現行			改正					
	期末手当 (現行との差)	勤勉手当 (改定なし)	年間計	令和3年度			令和4年度		
				期末手当 (現行との差)	勤勉手当 (現行との差)	年間計	期末手当 (改定なし)	勤勉手当 (現行との差)	年間計
6月期	0.725	0.45	1.175	0.725 (±0)	0.45	1.175 (±0)	0.675 (△0.05)	0.45	1.125 (△0.05)
12月期	0.725	0.45	1.175	0.625 (△0.1)	0.45	1.075 (△0.1)	0.675 (△0.05)	0.45	1.125 (△0.05)
年間計	1.45	0.90	2.35	1.35 (△0.1)	0.90	2.25 (△0.1)	1.35 (△0.1)	0.90	2.25 (△0.1)

○「勤勉手当の期間率」の改正

1)適用開始時期 2022年6月期の勤勉手当から当初の「2021年12月期から適用」という提案は、既に取得した休暇等が影響するという理不尽なものでした。職場での強い反対の声を伝えて撤回を求め、「2022年6月期の勤勉手当から適用」とさせました。2022年6月期の勤勉手当は、2021年12月2日から2022年6月1日までの半年間の勤務期間によって算出されるので、2021年12月2日以降の休暇・欠勤等から、改定された期間率の影響を受けることになります。

2)勤務期間の算定

勤務期間は、勤勉手当支給基準日(6月1日、12月1日)の翌日から次の基準日までの半年間のうちの在職期間から、休暇・休業等の期間を除算した期間です。

- 除算しないもの
職専免、年休、特別休暇、組合休暇の期間は、除算しません。
- 30日以内であれば除算しないもの(ただし、30日を超える場合は全期間が除算される)

- ・介護休暇 ・介護時間 ・育児部分休業
- ・育児部分休暇[新]
- ・病気休暇(公務災害・通勤災害によるもの以外)[新]
- 1か月以内であれば除算しないもの(ただし、1か月を超える場合は全期間が除算される)
- ・育児休業[新]
- 全期間が除算されるもの
 - ①特別欠勤 ②看護欠勤 ③育児欠勤
 - ④停職
 - ⑤休職(公務災害・通勤災害によるもの以外)
 - ⑥専従休職
 - ⑦非常勤であった期間(短時間勤務職員としての期間以外)
 - ⑧育児短時間勤務の期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除した期間
 - ⑨その他の休業
 - ⑩その他職員の都合で勤務しなかった期間
 なお、時間は7時間45分で1日に、日は30日で1か月に換算します。

3)改定された期間率

勤務期間	病気休暇 育児休業 育児部分休業 [合算しない]	停職・専従 育児欠勤等 (改正前差)
6箇月	100% (現状維持)	100 (-)
5箇月 15日以上6箇月未満		95 (▼5)
5箇月以上 5箇月 15日未満		90 (▼10)
4箇月 15日以上5箇月未満		80 (▼15)
4箇月以上 4箇月 15日未満		70 (▼20)
3箇月 15日以上4箇月未満		60 (▼20)
3箇月以上 3箇月 15日未満		50 (▼20)
2箇月 15日以上3箇月未満		40 (▼20)
2箇月以上 2箇月 15日未満		30 (▼25)
1箇月 15日以上2箇月未満		20 (▼25)
1箇月以上 1箇月 15日未満		15 (▼20)
15日以上 1箇月未満		10 (▼20)
15日未満		5 (▼20)
零		0 (-)

**12月2日以降特別欠勤を1時間でも
とれば、6月の勤勉手当減額**

- 臨時講師の臨時教諭への条件緩和
2級格付けの条件の年齢制限44歳を撤廃
実施時期：2022年4月1日
*残っている2級への条件
 - ①大卒20年以上
 - ②常勤講師歴14年以上
 - ③1級の最高号給に達していること
- 「不妊治療のための休暇」の新設
特別休暇(原則年間5日最大10日)
休暇の単位：1日または1時間
実施時期：2022年1月1日
病気休暇の取得も引き続き認める
- 会計年度任用職員の休暇制度新設
 - 1. 配偶者出産休暇
 - 2. 男性の育児参加のための休暇
 - 3. 産前産後休暇
 給与の取扱い：有給
実施時期：2022年1月1日
- 子育て支援休暇
小中学校での「修学旅行」「自然学校」の説明会も対象とする
- 「へき地手当」の見直し
2022年4月から実施
対象となる学校について執行部に知らせる

◆残された課題

- ◆教育に穴があく
代替教員の未配置問題の解消
- ◆会計年度任用職員
勤勉手当の支給 病気休暇の有給化の復元
- ◆再任用職員
賃金改善と手当の支給
- ◆勤務時間把握の問題
ICカード等による客観的把握
- ◆臨時教諭への条件撤廃
- ◆定年引き上げ 等